

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	法令の番号	昭和48年法律第112号	
不利益処分の種類	家庭用品の回収等の措置命令	根拠条項	第6条第2項	
処分基準	<p>家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害が生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるとき、知事は、当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生活衛生課	交付機関 生活衛生課